

令和7年11月25日制定

令和8年 8月10日改定

京都市中小事業者の省エネルギーバージョン支援事業補助金実施要領

1 目的

この実施要領は、京都市中小事業者の省エネルギーバージョン支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に掲げる補助事業の実施に関して、交付要綱の定めによるほか、必要な細目等を定めることを目的とする。

2 事業内容

京都市中小事業者の省エネルギーバージョン支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、省エネ性能の高い空調設備、照明機器、給湯設備及び冷凍冷蔵設備の更新を行う費用に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

3 間接補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業の要件及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の要件は、以下のア～ウのとおりとし、補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

ア 京都市内の事業所又は集会所において実施するものであること。

イ 間接補助金の交付の対象となる機器は、商用化されたものであること。また、中古品は対象外とする。

ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 間接補助金の交付の対象者

間接補助金の交付の対象となる者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者で、かつ、間接補助金の交付決定を受けた年度から起算して5年を経過する年度まで、京都市地球温暖化対策条例第47条に基づく「エネルギー消費量等報告書」を提出することを確約できる者とする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 中小事業者

京都市内において、事業活動を営んでいる既築の事業所（工場、事業場、店舗、宿泊施設、医療機関、福祉施設、教育機関等）を有する次のa～dのいずれかに該当する中小企業者等

a 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

b 医療法人

常時使用する従業員の数が300人以下のもの

- c b 以外の法人
 - 常時使用する従業員の数が 100 人以下のもの
- d その他市長の承認を得て補助事業者が適当と認める者
- (イ) 自治会等
 - 京都市内に集会所を有する自治会、町内会その他の住民が組織する団体
- イ 次の(ア)～(サ)のいずれにも該当しない者
 - (ア) 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者
 - (イ) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (ウ) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (オ) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (キ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(イ)から(カ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
 - (ク) (イ)から(カ)まで（(キ)の場合を除く。）のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、補助事業者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者
 - (ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業を営む者
 - (コ) 公序良俗に反する活動を行う者、その他執行団体が適当でないと認める者
 - (サ) 国又は地方公共団体等

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、間接補助対象経費の 3 分の 1 以内とし、算出した額が 2,000 千円を超える場合は、2,000 千円とする。ただし、算出した額が 200 千円未満となる場合は、間接補助の対象としない。

(4) 補助事業の実施体制

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次のア～オに掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募
- イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払いまでを含む。）に関する事務
- ウ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督及び補助対象事業の進捗管理
- エ 補助対象事業に対する問合せ等への対応
- オ その他上記に関する付帯事務

(5) 間接補助事業者の指導監督

補助事業者は、補助対象事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して補助対象事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に市長に報告するものとする。また、補助対象事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、市長に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

4 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部事項が生じたときについては、市長に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、令和7年11月25日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和8年8月10日から施行し、令和8年度7月補正予算に係る事業から適用し、令和7年度9月補正予算に係る事業については、なお従前の例による。